

公 告

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 18 日

青森県知事

1 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

プリンタ 一式

2 賃貸借期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

3 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

4 入札に参加する者に必要な資格

- （1） 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する者に該当しない者であること。
- （2） 令和 5 年 6 月 12 日青森県告示第 404 号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和 6 年 2 月 13 日青森県告示第 86 号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和 7 年 2 月 10 日青森県告示第 60 号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA 機器の賃貸借契約について A の等級に格付された者であること。
- （3） 入開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
- （4） 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

5 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

- （1） 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、4 に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」とい

う。) に関係資料を添えて、青森県総務部行政経営課長に提出し、審査を受けなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

- (2) (1)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。
- (3) (1)の審査結果については、申請書を提出した者に対して別途書面により通知する。
- (4) 提出期限
令和7年7月18日 午後5時
- (5) 提出場所
青森市新町2丁目4の30
青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ
電話 017-734-9160
- (6) 提出部数 一部

- 6 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森県行政経営課ホームページからダウンロードすること。
問合せ先はホームページに記載。

- 7 入札の場所及び日時
青森市新町2丁目4の30
青森県庁舎北棟2階236会議室
令和7年8月4日 午前10時

- 8 入札保証金に関する事項
青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第132条第1項第2号の規定により免除する。

- 9 契約保証金に関する事項
入札説明書による。

- 10 契約書の取り交わしの時期
落札決定の日から7日以内

- 11 落札者の決定方法
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者

を落札者とする。

12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入札書の提出方法等
入札説明書による。
- (4) 入札書の記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち 6 か月分に相当する金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 契約金額
落札金額をもって令和 7 年度の契約金額とする。ただし、令和 8 年度から令和 11 年度までの各年度の契約金額は、落札金額に 2 を乗じた額とし、令和 12 年度の契約金額は落札金額と同額とする。
- (6) その他
本契約は、契約手続に係る書類の授受について電子契約サービスを利用して行うことができるものとする。